

### 1. 住宅喪失者への府営住宅の提供（案）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による解雇や雇い止めにより住宅の退去を余儀なくされる府民に対し、当座の住居を確保できるよう、目的外使用により緊急入居用の府営住宅を提供

- |   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○戸数 100戸程度（300戸まで順次拡大予定）</li> <li>○使用期間 6カ月以内（最長1年）</li> <li>○使用料 4,000円/月、共益費免除</li> <li>○募集開始 令和2年4月20日（月）（咲洲庁舎 住宅経営室で受付）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○対象者                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症拡大の影響による解雇等（緊急事態宣言以降）により、住宅の退去を余儀なくされる府民（単身入居可）</li> <li>・申込者が大阪府内に在住または在勤</li> <li>・申込者及び同居しようとする者が、暴力団員でないこと</li> </ul> </li> </ul> |
|---|---|

（参考：リーマンショック時の離職者向け府営住宅の提供【H20～】）

- ・国通知に基づき離職退職者に対する公営住宅の目的外使用
- ・府営夕陽ヶ丘住宅（集約建替えにより従前入居者移転済み）41戸を提供
- ・使用料4,000円/月、共益費免除、使用期間6カ月以内（1回に限り更新可）

（参考：令和2年4月7日付け国土交通省住宅総合整備課長通知）

- ・新型コロナの影響による解雇等に対しても、リーマンショック時の通知を適用し、目的外使用による公営住宅入居について対応するよう要請

### 2. 府営住宅入居者の収入減少への対応（既実施）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による解雇・倒産・休業・休職等により、収入が著しく減少した府営住宅入居者について、家賃を減額

方 策	家賃減免・猶予	収入更正
制 度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「収入分位1」区分（認定月収104,000円以下）で、「収入認定相当額」が「最低生活費認定相当額」（生活保護基準に準じて算定）を下回る世帯について基本家賃の1/2を下限として家賃を減免（1年更新）</li> <li>※生活保護で長期入院中の場合（⇒住宅扶助が停止）は全額免除 家賃が住宅扶助限度額を超える場合はその差額を免除</li> <li>※条例上は、猶予も可能であるが、家賃減免の制度があるため、猶予は実施しない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○年度途中において、退職、失職、転職等で給与等収入が減少し、収入分位が下がる場合に、収入の更正を行い、家賃額を減額修正</li> <li>※収入減少は、退職、失職、雇用形態の変更等を要件としており、時間外手当が減った場合などは対象外</li> </ul>
対 応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○申請時の直近1年間の収入（非課税含む）総額をもとに、新型コロナ関係での減収額を反映させた収入額で審査（現行の運用で対応可）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○収入減少の要件を緩和し、新型コロナ関係で減収した額を反映させた収入額で審査（マニュアルを改正済）</li> </ul>